



「ねんきん」って何?

学ぼう！国民年金

20歳になったら

「国民年金」

20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもその一つです。

「年金なんて先のことだから関係ない。」なんて思っている人はいませんか？

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの全ての人が加入して、やがて誰にでも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで前もって保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し、現役世代の負担が年々増加していますが、基礎年金の半分は国庫負担でまかなわれているため、長生きすると現在20歳の方も納付した保険料以上の年金が受け取れます。

さらに賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので、大変有利です。

ただし、加入の手続きや保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないこともありま



すので「あのときに手続きをしておけば…」と後悔する前に必ず国民年金の加入手続きをしましょう。

なお、会社員や公務員などの方が加入する厚生年金に加入中の方は、20歳を迎えてもあらためて手続きをする必要はありません。

ご存知ですか？

「学生納付特例制度」

「納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生でない50歳未満の方の場合は、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合には、国民年金の保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

保険料の納付が困難なときにこれらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることが出来なくなります。

どちらの制度とも、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るた

めに必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

また、承認された期間については、将来受け取る年金額を増額するために、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。

なお、申請する場合は、次のものをお持ちになって役場住民生活課、または各支所地域住民課で手続きしてください。

【学生納付特例制度】

- ・印鑑
- ・在学証明書または学生証のコピー
- 1 (有効期限の記載があるもの)

【納付猶予制度】

- ・印鑑

- ・年金手帳
- ・離職された方は離職日がわかるもの(離職票や雇用保険受給資格者証など)

年金手帳は大切にしましょう！

年金手帳は、いろいろな届出をするときに必要なばかりでなく、年金の請求手続きをするときにも必要なものですから、大切にしましょう。

もし、紛失した場合は、お近くの年金事務所、役場住民生活課または各支所地域住民課にお問い合わせください。

気になることは...

年金事務相談をご利用ください

北見年金事務所では、2か月に1回年金事務相談を開催し、年金相談や手続を行っています。

予約制で行いますので、利用される方は相談日の1か月前から1週間前までにご予約ください。日時や場所は、次のとおりです。皆さん、どうぞご利用ください。

なお、相談の際は、予約後に送付される予約票等をご持参ください。

■日時 1月23日(火)
午前10時～午後3時30分

※次回の相談日は3月20日(火)です。

■場所 げんき21

■予約・問い合わせ

北見年金事務所お客様相談室

☎0157 - 33 - 6007

☎0157 - 33 - 6008

※音声ガイダンスに従って「お客様相談室」につないでください。

